

第5回対馬市環境基本条例検討委員会会議要旨

1. 開催日時：平成23年6月14日（火）14：00～16：30

2. 場 所：対馬市交流センター 第3会議室

【出席者】

武政会長、水崎委員、小嶋委員、細井委員、江嶋委員、國分委員、寺崎委員、松原委員、比田勝委員、長郷委員、山田委員、高木委員、有村委員、

【欠席者】

大石委員、西山委員、小島委員、神宮委員、日高委員

【事務局】

荒木、玖須、浦瀬

【協議事項】

1. 開会
2. 会長あいさつ
3. 協議事項
 - (1) 条例の検討について
 - (2) 前文からの確認について
 - (3) その他
4. 閉会

【委員会内容】

- (1) 条例検討について
 - ・事務局から条例についての説明
 - ・各条項における委員の意見

条 項	内 容
第23条	「環境の保全及び再生」が「環境の保全及び創造」に変わった理由は。
	創造というと少し大きすぎるのではないかと思った。 創造というと「初めて新しいものを作り出す」という意味なので、環境をまた作り直すととれるのではないか。
第28条	(4)「事業者及び市民」の市民の意味は。公募委員なのか。市民基本条例との整合性はとれているのか。
	組織とか任期とかは条例ではなくて規則等で定めてはどうか。条例には審議会を置く。
	審議会の開催頻度はどれくらいになるか。

(2) 前文からの確認について

- ・事務局から条例についての説明
- ・各条項における委員の意見

条 項	内 容
前文	「ツシマヤマネコなどの希少な野生動植物」・「ツシマヤマネコをはじめとする野生動植物」という表現を統一した方がいいのではないか。
	森林づくり条例の検討委員会の中では、ヤマネコだけではなく、植物も保護されるべきだという意見もでている。
	魏志倭人伝を載せているが、読み下し文が必要か。読めない漢字等もあり少し固い感じになるので、外した方がいいのではないか。
	対馬らしさがでるので、残しておいたほうがよい。
第2条	「環境の保全及び創造」の創造がやはりわかりづらい。定義で入れてもいいのではないか。
第3条	(4)「市の経済が国境に接し国際的に密接し相互依存関係の中で営まれている」というところを、「市が国境に接し国際的に密接な相互関係の中で経済が営まれている」と変更した方がいいのではないか。
第4条 ～ 第6条	・・・基本理念にのっとり <u>環境の保全及び創造を図るため</u> 次に・・・の「環境の保全及び創造を図るため」を削除してもいいのではないか。
第12条	森林づくり条例検討委員会で外来生物の持ち込みの話が出た。森林づくり条例で制定するより環境基本条例のほうにうたわなくていいのか。
第15条	国の法律を使用しているが、非常に読みづらい。
	長崎県の条例、第14条を使ってはどうか。
第16条	下水道から生活排水に変更したが、生活排水の定義は？ 他市の条例をみたら、生活排水ではなく、下水道になっている。下水道のほうがいいのではないか。
その他	観光客がふれあい通りをとおると嫌な臭いがする。 ホテルから川を見ると汚い。

(3) その他

- ・環境関係団体との意見交換会について
事務局から説明

平成23年7月23日（土）に開催を決定。